大 個 審 第 8 号 (答申第 4 9 号) 平成 1 5 年 9 月 2 4 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会 会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成15年9月19日付け成人第158号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記により、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、本件申出者が同居の次男として本人と最も関係の深い遺族の一人であるとともに、入院中において医師から本人の病状、治療等に関する説明を受け、本人とともに検査、手術の同意を行うなど、申出者は本人の病状、治療等に関する個人情報について知る立場にあったことから、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 また、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、成人病センターの 医師、看護師等の職員に関する情報については、府民の利用に供することを目的と して管理する刊行物等に記録されている個人情報であることから、申出者に提供し ても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
- 3 しかしながら、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、上記以外 の医療機関の名称及び医師名が識別され得る部分については、当該医療機関及び医 師の同意を得た上で提供することとされたい。
- 4 なお、申出者以外の親族及び他の第三者に関する個人情報については、当該人の同意を得た上で提供することとされたい。